

昭憲皇太后と華族女学校

— 設立及び改革に果たした皇太后の役割を中心に —

真 辺 美 佐

はじめに

昭憲皇太后（本稿が対象とする時代においては、皇太后ではなく皇后であったことから、以下本稿においては「皇后」と表記する）の遺事が語られる際には、必ずといっていいほどに、皇后が女子教育を奨励したという事蹟が述べられる⁽¹⁾。すなわち、皇后自ら令旨を発して華族女学校を創設し、女学校に行啓し、また学校・生徒に賜金・賜物を行ったことが語られるのである。

こうした皇后の女子教育奨励の事蹟については、当該期の新聞・雑誌でもしばしば報道され、また伝記などにおいても常に触れられる事実であるにもかかわらず、学問的对象として、歴史学の立場から本格的に検討されることはなかった。

近年、近代の皇后研究は、ジェンダー論や女性天皇論の視点を取り入れながら急速に進展しつつある。片野真佐子氏は「近代皇后像の形成」⁽²⁾において、政治・軍事面においての役割が大きかった天皇とは異なり、女性としての皇后は、文化・教育の側面において、独自の役割を果たしていたと指摘し、また若桑みどり氏は、「皇后の肖像」⁽³⁾において、皇后の肖像画を海外の王妃や

女王の肖像と比較検討している。両氏の間では、皇后の行動における主体的な側面を強調する片野氏と、皇后は国策のコラボレーター（協力者）であり、権力作用の相互性を否定できないとする若桑氏との間で論争が交わされたが、⁽⁴⁾本論文においては、そうした能動性・受動性を問うことを目的とはしない。

そもそも、そうした能動性・受動性を問うには、まだまだ史料の制約も大きく、また研究の蓄積も浅いと考える。本稿では、皇后の行動が、それが能動的・受動的であったかはともかくとして、客観的にどのような役割を果たしていたのかを問うことを目的とする。片野氏が指摘するように⁽⁵⁾、その政治的・社会的役割を、歴史的に位置付ける作業は、まだまだ充分とは言えない状況にある。本論文では、そうした皇后の社会的役割を説明するための一つの題材として、華族女学校の創設およびそこで行われた女子教育を対象とし、そこにおいて皇后が果たした役割を説明することとしたい。

華族女学校は、明治十八（一八八五）年九月、皇后の令旨によって、学習院女子部が分立する形で創設され、再び明治三十九年四月に学習院女学部として学習院に併合されるまで、華族の子女の教育を主たる目的に設けられていた教育機関である。皇后の命という形で設立され、その後皇后による約五十回もの行啓が行われ、皇后が行った全ての学校行啓のうち、華族女学校が占め

る割合は、六割五分にも上っていることに象徴されるように、皇后と華族女学校との間には深い関係が存在していた。しかし、冒頭でも述べたように、その関係については女子学習院編『女子学習院五十年史』⁽⁶⁾、学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史』第一編⁽⁷⁾などの学校史などで概説的に触れられるにとどまっておらず、歴史学の立場から本格的に検討されることはなかった。本稿では、華族女学校が皇后によって設立された経緯はいかなるものであったか(第一章)、華族女学校設立当初の学校方針と皇后の行動との関係はどのようなものであったのか(第二章)、そうした皇后と華族女学校との関係が、西村茂樹が専任校長として就任することによってどのように変化していったのか(第三章)、さらに校長が西村茂樹から細川潤次郎へと代わることによってどのように変化していったのか(第四章)という皇后と華族女学校との関係性をより具体的かつ詳細に明らかにすることによって、これまでの概略的記述では十分に論じられてこなかった皇后の担った客観的役割を、時代的变化を意識しながら明らかにしたいと考えている。皇后の歴史的役割を、特に「皇室の藩屏」としての活動が期待された華族の子女の教育を担った華族女学校との関係において問う作業は、皇室の存在を歴史的に解明する上においても、意義のあるものだと考える。

第一章 華族女学校設立の経緯

華族女学校は、それまで男子部・女子部の二部制をとっていた学習院のうち、女子部が分離・独立する形で、明治十八年十一月十三日に開校する。華族女学校の設立に際して、同年九月五日、宮内卿伊藤博文は「本校ハ皇后宮

ノ令旨ニ依リテ建設シ宮内省ノ所轄トス」と華族一般へ通達しており、華族女学校は、皇后の令旨によって設立されたという形をとっていた。前身の学習院女子部は、明治十年に設置され、男子部同様、華族会館の管轄に属する私立学校であったが、明治十五年、宮内卿徳大寺実則の発議により文部省に移管され、次いで明治十七年四月には宮内省直轄の官立学校となっていた。⁽⁹⁾

元来学習院は男子のために設けられた学校であり、女子の就学者は男子の三分の一にも満たず、中退者も多く、女子部は不振であった。⁽¹⁰⁾ 当時、明治八年に設立された跡見女学校、明治十四年に下田歌子によって設立された桃天女塾など、日本人による私立女学校も数は少ないながら存在し、また明治三年に設立されたフェリス女学院、明治八年設立の神戸英和女学校など、プロテスタント系のキリスト教主義女学校などが普及しはじめていたものの、官公立の女学校は明治八年設立の東京女子師範学校などまだ数が少なく、かつ内容的にも充実してはいなかった。⁽¹¹⁾ 特に、上流階級たる華族の子女は、それまで家庭において教育を受けることをならわしとしており、私立女学校に入学することは稀であった。そこで、上流身分の子女に近代的な教育を普及させるためにも、華族女子のための独自の学校が必要ではないかという意見が出されるようになっていた。このような中、華族女学校設立計画は、次に述べるように、伊藤博文の「宮中」改革の一環として、また、明治十七年七月の華族令公布・叙爵内規の制定など華族制度が確立されていく中で、具体化される。⁽¹²⁾

伊藤博文が憲法調査の外遊を終えて帰国するのは明治十六年八月であるが、伊藤は明治十七年三月に宮内卿に就任すると、早速、学習院を文部省から宮内省の直轄下に移し、官立学校としての資格を与えるなど、宮中改革に着手

した。

明治十七年三月、伊藤は、下田歌子・大山捨松を華族女学校の設立準備委員に起用するが、大山捨松がアリス・ベーコン (Alice Mabel Bacon 1858-1918) に宛てた書翰に、この華族女学校がいかなる目的のもとに設立されたかが記されている。アリス・ベーコンは、捨松のアメリカ留学中の滞在先・ベーコン牧師宅の末娘であり、のちに明治二十一年より約一年間華族女学校講師として来日することになる。

日本の皇室はぜひとも改革を必要としているのです。でもあまり直接的な方法ではかえって実行不可能ですので、皇后陛下の御後援のもとに、影響力をもった人達の手で学校を設立することを考えています。日本には、現在女子のための満足な学校は一つもありません。小学校を除いて、女学校は二つしかなく、どちらもひどい状態なのです。勿論、ミッションスクールはいくつかありますが、それぞれに欠点があります。それに、上流階級の人達は娘をミッションスクールには入れたがりません。ですから、今日は本当によい学校を必要としているのです。でも、大学はまだ必要ではありません。女子に高等教育を受けさせようとする人はいないでしょうから。

皇室の改革が、女学校を作ることによって達成されるのですから、まさに一石二鳥だと思えます。皇室がこの学校を援助することになれば、当然皇后や女官達が学校を参観するので、新しい教育と西洋の思想とが同時に皇室の中に浸透していくと思えます。

この学校を設立するための準備委員が二名選ばれ、その一人がこの私なのです。(中略) 初め私はこの申し出を辞退したのですが、余りにも熱

心に薦められたので受けることにしました。伊藤博文氏から、上流階級の女子のためにぜひとも新しい学校を作る必要があると理路整然と説きふせられ、私は返す言葉もありませんでした。

伊藤氏は次に三つのことを強調されました。一つは、私が日本政府によってアメリカに派遣されたので、道義的にもこの仕事を引き受ける義務があること、次に私が大学卒の学位を持つ日本で唯一人の女性であること、そして、最後に私が陸軍卿(大山巖のこと)引用者」の妻であるため知名度が高く、影響力が大きいからおっしゃるのです。⁽¹⁾

ここで述べられているように、華族女学校は皇室改革の一環としての使命を担っていた。同じ書翰の中で捨松は、「皇室という所はまったく別世界なのです。その中に住んでいる人達は、外の世界を何一つ知らず自分達の世界を良くしようなどと考えたこともないのです」と、当時の皇室のあり方を批判しているが、華族女学校によって、宮中の女官や、「皇室の藩屏」たる華族の子女に、「新しい教育と西洋の思想」を浸透させ、日本の皇室を、西洋の王室にならって近代化しようという目的が背景に存在していたのである。

同様に、皇室に西洋流の作法を導入することが、当時いかに困難な課題として存在していたかについては、明治二十年から二年間、外務省のお雇い外国人として、明治天皇の宮中に勤務したオットマール・フォン・モール (Ottmar von Mohl 1846-1922) によっても述べられている。彼は、一八七三年(明治六年)にヴィルヘルム一世 (Wilhelm I 1797-1862) の皇后アウグスタ (Kaiserin Augusta 1811-1890) の枢密顧問秘書に任命されており、そうした経緯から、当時総理大臣兼宮内大臣であった伊藤博文により、皇室の改革推進者として、日本の皇室にドイツ王室なみの機能と制度を導入

すべく、招聘された人物であった。⁽¹⁵⁾

天皇、皇后が公式に平等だなどということは日本流の考え方によればありえなかった。天皇はお妃の皇后より高い地位におられた。そうしたことからしてもご夫妻と一緒に登場されることは、できるかぎり回避された。天皇が皇后と同じ宮廷馬車に乗られるような事態は西洋の風習への大讓歩であるように思われた。旅行中の外国の王侯のために開かれる洋風の夕食会や昼食会の折でも、天皇は長い間どうしても皇后に腕をお借しになるという気持ちにはなれなかった。とくにはじめのうちは、天皇をこうした改革に踏みきっていただくようにするのは、まことに困難であった。そのため、洋式の概念に従えば不可欠だが、日本式の概念に従えば、認めがたいお妃に対する礼儀作法を天皇にも守っていただくようにするために、首相あるいは宮内相の介入をしばしば必要とした。このことから、宮中において、日本古来のならわしと洋式の作法がいかに激しく衝突せねばならなかったか、そして、この点において和式と洋式がいかにまっこうから対立していたかがわかるだろう。しばしば両者のうちの一方が他方をあまりにも侵害しないような方便を考え出すのは不可能に思われることもあった。⁽¹⁶⁾

このような状況の中で、皇后が自ら女学校を設立するという形式を取ることは、それ自体、非常に大きな意味を持っていた。モールは「ドイツ帝国皇后兼プロイセン王国王妃アウグスタの実例が、日本の皇后にとって模範となった。国民教育制度への関与、病人の看護、日本赤十字会長の座につくこと、外交団ならびにしきりに東京の宮中を来訪するようになった外国の王侯たちの応接、それに時代の精神的なすべての動きに関心をよせることなどが日常

のご生活の中で皇后がもつとも心にかけられたことがらであった」と述べているが、おそらく華族女学校の設立に関しても、アウグスタが一八七一年に軍人遺族のためにみずからアウグスタ皇后女学校を建設し、そして自らその学校の校長に就任していたという事実⁽¹⁸⁾がヒントとなったものと思われる。伊藤博文は、憲法調査の外遊中に、この事実に接し、それにならって、皇后による華族女学校の設立を提案したのであると考えられる。伊藤は、天皇と皇后との関係を、西洋の王室にならう形で改革し、天皇が政治・軍事面での役割を、そして皇后が文化・教育面での役割を担うことによって、相互に補う関係を形づくろうとしたのであった。そして実際、皇后自身も「教育と慈善事業とは、自ら女としての任務であると言ふやうなことを仰せられたこともあり、時折り御徹行で学校に成らせられたこともある⁽¹⁹⁾」と伝えられているように、華族女学校設立以降、教育事業及び慈善事業に関しては、皇后は伊藤の意向にそった行動を示すようになるのである。⁽²⁰⁾

明治十七年七月、本格的に華族女学校の設立計画が始動する。まず、下田歌子が宮内省御用掛に任じられ、開校式までに教科書を作成するよう命じられる⁽²¹⁾。この教科書は、翌年十一月に宮内省蔵版『和文教科書』全三巻として出版される。そして、九月には、校舎の建築も始められた。十月には、皇后の思召にもとづき、文部大書記官西村茂樹が宮内省三等出仕の文学御用掛に任じられ、西村は、明治十四年宮内省において元田永孚により編纂された『幼学綱要』の補遺として、婦女の美蹟を編纂するよう命じられた⁽²²⁾。この編纂物は、明治二十年に『婦女鑑』として刊行され、後述するようになり、華族女学校の教科書として使用されることとなる。また、西村茂樹はのち明治二十一年に第三代華族女学校長に就任することになる。

第二章 華族女学校初期における皇后の役割

明治十八年七月、華族女学校校舎の竣工も終え、教科規則書も出来上がり、宮内卿伊藤博文は天皇にその意見を仰ぐことになる。ところが、ここで問題が発生する。すなわち、教科規則書の学科目の中に化学及び物理学が含まれていることを知った天皇が、理化学を華族の子女一般に学ばせる必要はないとの異議を唱えたのである。天皇の意見は、女子の学科は、通常の和漢洋の学科に、裁縫などの実技を加えれば充分なのであり、理化学のごときは、もし年長じて学びたいものがあれば学べばよいのであって、女学校の一般課程にまでする必要はないのであった。天皇はこの旨を侍講元田永孚に告げ、学習院長谷干城および宮内卿の伊藤に伝えるよう命じた。またこの他にも天皇は、女子の運動が西洋方式の運動を取り入れることを批判し、女学校の校長は学習院長が兼任するよりも、女学校独自の校長を任命すべきことを希望していた。⁽²³⁾ 天皇の意見は、男子と女子との間には、必要な教育に大きな違いがあるのであり、理化学及び西洋流の本格的な運動も必要なく、また男女の教育内容の違いに応じて必要とされる校長も異なってくるという考え方なのであった。西洋流の女子教育を性急に導入しようとする伊藤に対して、天皇は男女の差をより大きく捉え、また機械的・模倣的な西洋化に対して危惧の念を抱いていたのであった。

しかし、こうした天皇の見解を、伊藤博文は受け入れる形を取らず、同年九月五日に示達された華族女学校の規則には、原案のまま物理・化学が課目として生まれ、九月十二日には、学習院長谷干城が華族女学校長の兼勤を命

じられることとなる。⁽²⁴⁾ 谷は、間もなく同年十二月に第一次伊藤内閣の農商務大臣に任じられ退任するが、その後任院長の大鳥圭介もまた、華族女学校校長を兼任することとなる。⁽²⁵⁾ 専任校長の着任は、明治二十一年七月の第三代校長西村茂樹まで待たなければならなかった。それまでの華族女学校草創期においては、華族女学校の実務は事実上、華族女学校教授（のちに学監）下田歌子の指揮下で行われることになるのである。

学校規則の示達後、生徒募集が行われたが、わずか十五日あまりで、学習院からの転校生三十八名の他に、新たな志願者が百名以上に達した。皇后自らの令旨によって設立されたということが、おそらくは志願者増につながったのだと思われる。十一月十三日の開校式には、皇后が行啓・臨席したほか、皇族妃、女官、大臣・参議・公爵・侯爵及びその夫人、その他約四百五十人以上の参観者を迎えて、大々的に執り行われた。⁽²⁶⁾ その後も、皇后は頻繁に行啓して、授業や運動会を観覧し、卒業式にも定期的に臨席した。そして時には歌を贈り、さらに菓子や書物を賜わるなど、頻繁に学校との関わりを持つことになる。

さきに、天皇が理化学を学科目から除くべきであるとの意見を有していたと述べたが、皇后の行啓においては、それらの授業科目の参観が意図的に組み込まれた様子が窺える。十二月七日、皇后は、四谷区尾張町皇居附属地内にあった華族女学校に赤坂飯皇居より徒歩で行啓したが、⁽²⁷⁾ その際に参観した授業は漢文・物理・実物・⁽²⁸⁾ 読物であり、特に物理の参観は筆頭にあげられて報道された。⁽²⁹⁾ 皇后自身、明治十五年四月二十四日には、宮内省御用掛西村茂樹に命じ、物理学階梯附録を進講させるなど、⁽³⁰⁾ 物理学などの講義に深い興味を示したと伝えられている。⁽³¹⁾ そしてこうした状況を後押しするように、明

治十九年四月には、音楽教室・理化教室などの教場の増築工事が行われた。⁽³²⁾ 時には「当日の朝、本日午後より行啓との御内達があつて、成らせらるゝ、」⁽³³⁾ こともあつたと言われるように、皇后自身も自発的に行啓を行っていたといふ。⁽³³⁾

なお、この行啓に関連して注目すべきこととして、明治十九年七月三十日の第一回華族女学校卒業式に、皇后が史上初めて洋装して行啓したことが挙げられる。⁽³⁴⁾ これよりさき、明治十七年九月十七日の服制により、女性の礼服・通常礼服・通常服の三種が定められたが、いずれも和服であり、洋服についてはその時々に表示することとされていた。⁽³⁵⁾ 一般社会では明治十六年に婦人東髪会が結成され結髪改良などが叫ばれ、東京では東京女子師範学校、地方では秋田女子師範と宇都宮女子師範などが先端をきり、洋装・東髪が行われるようになっていたのだが、⁽³⁶⁾ 皇族・華族の子女に浸透してはいなかった。というのも、明治天皇をはじめ、宮中に奉仕するものの中には女性の洋装に反対するものが多かったからである。⁽³⁷⁾

しかし、宮内大臣伊藤博文は、宮中改革の一環として、宮中を近代化し、文明国として外国に認められ、外国交際を円滑に行うためにも、皇后はじめ皇族・華族の夫人が洋装化することが不可欠と考えており、⁽³⁸⁾ 明治十九年六月二十三日に皇后以下皇族・大臣が礼装として洋装を行なうことを認める示達を出すに至った。⁽³⁹⁾ 東京大学医学部のお雇いドイツ人教師エルヴィン・フォン・ベルツ (Erwin von Bälz 1849-1913) が女性の洋服採用反対を主張したことに對して、伊藤博文が「あなたは高等政治の要求するところを、何もご存じないのだ。もちろん、あんたのいったことは、すべて正しいかも知れない。だが、わが国の婦人連が日本服で姿を見せると、『人間扱い』にはさ

れないで、まるでおもちゃか飾り人形のように見られるんでね⁽⁴⁰⁾」と語ったところはよく知られるところであろう。こうして、皇后が歴史上初めて洋装をして行啓するという行事が、華族女学校を舞台として行われることになったのである。その後、翌明治二十年一月十七日には、皇后によって「女子服制に関する思召書」が内閣各大臣・勅任官及び華族一般に示達され、「今西洋の女服を見るに衣と裳とを具ふること本朝の旧制の如くにして偏へに立礼に適するのみならず身体の動作行歩の運転にも便利なれば其裁縫に倣はんこと当然の理りなるべし」と、洋装が奨励されることとなった。しかし同時に「改良に就て殊に注意すべきは勉めて我が国産を用ひんの一事なり(中略)凡そ物旧を改め新に移るに無益の費を避けんとするは最も至難の業なりと雖ども人々互に其分に応じ質素を守りて奢美に流れざるやう能く注意せば遂に其目的を達すべし」と国産服地の使用を勧め、かつ質素に努めるよう注意を促している。⁽⁴¹⁾ 宮中に根強く存在する反対論に配慮したものであろう。

皇后が、華族女学校という場を選んで行啓を行い、そしてその後洋装を奨励する思召書を出したことは、その後華族女学校のみならず、皇族・華族の子女に影響を及ぼすことになる。明治十九年の鹿鳴館における天長節の夜会をはじめ、これ以後行われた夜会・宴会では、皇族妃はじめ参集したほとんどの婦人が洋服を着用した。⁽⁴²⁾ なお、それらの夜会・宴会には、「社交界の女王」と形容された華族女学校学監下田歌子も、毎回のよう洋装して出席していた。⁽⁴³⁾ このような洋装の浸透の早さについて「東京日日新聞」は、「苟も皇后宮に於かせて此の英断あらせでは迎も明治二十年の今日に女服の改良を我が国に見ることは望むべくもあらざりしならん皇后宮には此の服制の改良を先づ御躬行ありて其の思食を示させ給ひたれば此慈諭の著く行はれて社会

の改良に非常の勢力を与へんこと吾曹が疑を容れざる所なり⁽⁴⁴⁾と評している。華族女学校においても、明治二十年六月一日より在学生徒は必ず「洋服」を着用しなければならなくなった⁽⁴⁵⁾。その規定には、皇后の「思召書」に添う形で、華美にならないよう、服地・型式を制限し、高価の装飾を用いないよう定められている。

しかし、明治二十一年に華族女学校長に任命されることになる西村茂樹は、こうした状況に関して、次のように述べている。

明治十八年十二月の改革は、維新以来の大改革なれば、国中目を拭ひて新政を觀、余も亦大に望を新政に属せり、然るに伊藤内閣の新政は、法律制度、風俗礼儀一々は是を欧米に模倣し、専ら外面の文明を装ひ、外人を優遇し、舞踏会、仮装会、活人会等其他外国の遊戯を行ひ、務めて其歎心を求め、本邦古来国家の根柢たりし、忠孝節義武廉恥等の精神は棄て、顧みざるもの、如し、其登用する所の官吏は多く伶俐弁佞の人に於て質樸剛毅の者は常に排斥せらる、又独逸人を宮内省に雇ひ、其妻をして内廷に出入せしめ、皇后宮以下女官の衣服を改めて洋装となし、又華族女学校を設立し、其生徒をして尽く洋装せしむ、是を行ふこと一年、国民の風俗益々輕躁浮薄に流るゝの勢あり、余大に是を憂ひ、十九年十二月十四日大学の講義室に於て公衆を聚めて三日間の独り演説を為し、以て人心を警めたり、明年（二十年）春其演説の草稿を印行して是を日本道德論と名け、大臣以下諸知人に贈与せり⁽⁴⁶⁾

西村は、周知のとおり、明六社の一員で、儒学から洋学まで幅広く学んだ学者であり、明治九年より天皇皇后に洋学の進講を行っていた。しかし、西村は、伊藤の改革や、皇族・華族の洋装化に代表される欧化主義的な風潮が、

国民の風俗を「輕躁浮薄」に導いているとして、批判的な目を向けていたのである⁽⁴⁷⁾。そのうえ、西村は『日本道德論』の出版をめぐるでも、伊藤と対立しており、政治に対する考え方も伊藤とは根本的に異なっていた。このように、伊藤や下田らが進めた欧化主義的な改革に対しては、根強い批判が存在しており、次章に見るように、それは後に軌道修正を余儀なくされていくことになるのである。

それはともかく、天皇とは異なり、皇后自身は、皇族妃・大臣等の妻及び華族女学校学監下田歌子を宮城に召して懇話会を開くなど、こうした欧化主義的な改革に沿う形で行動していた。明治二十年に入っても、皇后は頻繁に華族女学校に行啓し、三月十八日には、「金剛石」「水は器」の歌を下賜する⁽⁴⁸⁾。同校では音楽科授業囑託興好義に曲を付せさせ、これ以降、同校において、式典の合唱曲に盛り込まれることとなる。そればかりか、一般の小学校教科用唱歌集にも収録され、広く歌われることとなる。

以上のように、初期の華族女学校は、伊藤博文および下田歌子の主導のもと、欧化主義的な姿勢において多くの話題を提供し、特に皇后の令旨によって開校し、その後たびたび行啓することによって「皇后の学校」とのイメージが定着していった。こうしたことは、新聞・雑誌においても大きく報道されて話題を喚起し、他の私立女学校にも先導的な影響を与えた。その結果、華族生徒数が年々増加、四谷の校舎に収容しきれなくなり、明治二十年七月には、永田町の新校舎の建築に着手することとなった⁽⁴⁹⁾。

第三章 西村茂樹校長時代における皇后の役割

明治二十年九月十七日、宮内大臣が伊藤博文から土方久元に交代する⁽⁵¹⁾。それまで、宮中を近代化・西洋化することに心血を注いでいた伊藤の退任は、後に、華族女学校のそうした路線への修正につながっていくこととなる。その転機となったのは、明治二十一年七月十三日、西村茂樹が土方宮内大臣より華族女学校長に任命されたことであつた。それまで、華族女学校の校長は学習院長が兼任しており、西村は初の専任校長であつた。華族女学校長着任時について西村は次のように回顧している。

廿一年七月六日、宮内大臣秘書官齋藤桃太郎氏来り、宮内大臣の内意を伝え、余を以て華族女学校長に兼任せしめんといふ、余因て考ふるに、華族女学校は皇后宮の親ら華族の女子を教育し給ふ思召にて、創立せさせ給ふ学校にて、其品格は極めて貴重のものなれども、其裏面は伊藤宮内卿が、下田歌子に官禄を与へんが為に建てたるものなりとの風聞あり、余是が為に少しく遲疑せしが、兩三日を経て宮内大臣よりの催促あり、因て更に考ふるに上等の女子教育は国家の為に甚必要のことなり、もし余が意の如く教育を行ふことを得ば、国家の為に小益なきに非ず、風聞のごときは深く慮るに足らざるなりと、依て其命を受ることに決す、七月十三日兼任華族女学校長の辞令を受たり、此学校は華族の女子を教育する目的にて建ちたるものなれども、亦士族、平民の女子も混し居れり、生徒の数は二百人に足らず、此区々たる学校の教育も、亦全力を用ひて是を為さざるべからず、因て東西女子の教育法を参考し、彼の学理を以

て我風俗習慣に応用せんと欲す⁽⁵²⁾

右の回顧中には、伊藤や下田に関する良からぬ風聞のために校長就任を躊躇した旨が記されているが、さきにもたように、西村はそれまでの欧化主義的な風潮の象徴になつていた華族女学校の状況に良からぬ印象を抱いており、そのことも校長就任を躊躇する要因となつていたに違いない。

したがつて西村は校長に就任すると、それまでの欧化主義的学校方針を修正しはじめ。まず、明治二十一年十月三十日に、病氣の際に和服用を許可する例外規定を定め、翌二十二年一月十五日には、洋服は防寒に堪えないとして上衣（室内外套）の着用を認め、同年七月三十一日には、「盛式ノ日ヲ除クノ外和服用袴ニテ昇校不苦候」の規定を加えた⁽⁵³⁾。さらに、翌二十三年六月四日には、「式日ト雖トモ和服用何レニテモ着用随意タル可ク且ツ和服用ノ向ハ紋付ニ限ラス（中略）質素ヲ旨トシ華奢ニ流レザル様精々御注意有之度⁽⁵⁴⁾」とし、洋服用の規定は実質的に廃止されるに至つた。

また、教科についても、漸次改革を進めていく。すなわち、明治二十二年八月より、教科内容と時間割が大幅に変更された。従来小学科に設置されていた算術・実物・物理・博物の四教科が、数学・理科の二科目に圧縮・簡略化され、また中学科においても、算術・代数・幾何・物理・化学・鉱物・生理・動物・植物の九科目が、数学・理科の二科目に再編成されて簡略化された。逆に小学科の国文の授業配当時間が増やされたほか、図画の科目が新たに課せられている。また西村は、体操を、初等小学科においては「遊戯」、それより上の学年においては「普通体操」と名前を改め、過度の激しい体操は控えるように内容の変更を行った⁽⁵⁵⁾。既にみたように、華族女学校において物理等の理科系科目を設置するにあたっては、天皇をはじめ、宮中に根強い

反対論が存在していた。西村はそうした反対意見に配慮する形で、科目内容に変更を加えたのであった。西村は、明治二十二年九月二十一日、華族同方会において演説した「貴女の教育」⁽⁵⁶⁾において、体操の科目それ自体は必要なものと認めつつも、従来のそれが日本女性の体格にあったものとなっていないために、それに見合う形のものに変更すべきだとの説明を行っている。また理数系の科目に関しても、女性の場合、科学よりも文学を重視するべきであり、理化学は現状のままでもよいけれども、数学は現状より易しく「平算」に留めるべきであり、生理学・教育学などは全廃すべきであると述べている。また、裁縫には縫い取りを加えるべきであり、図画は、洋画のみでなく日本の画法を取り入れるべきであるなどの意見も述べており、それまでの科目構成が、ともすれば西洋の女子教育の機械的模倣になっていることを反省し、日本女性の実情に応じたものに変革していこうとする姿勢が顕著であった。ただし、注意すべきは、従来の理数系学科をすべて廃止するのではなく、圧縮・簡略化する形ではあれ、それを残したという点である。洋装に関して、それを廃止するのではなく、和洋いずれの服装も可能という形に改革したのであった。西村は、従来の欧化主義的な教育方針を批判したとはいえ、それを全否定するのではなく、両者を取り入れながら、従来の機械的・模倣的な欧化主義を、より日本の実情に応じたものに修正しようとしたのであった。

こうした方針は、西村の専門分野である徳育の教科内容にもよりはっきりとあらわれている。すなわち、明治二十一年一月二十六日の行啓では、前年七月に刊行された西村茂樹「婦女鑑」⁽⁵⁷⁾が生徒一同に下賜され、以後華族女学校においても教科書として使用されることになる。「婦女鑑」は、皇后が西村に命じて編纂させた婦女子教育のための教科書である。さきに触れた「貴

女の教育」の中でも西村は「往きに皇后宮の御命を蒙り婦女鑑と云へるを取調たることあり、即ち各国婦女の言行等を本邦女兒に照し見たるに、古来本邦の女兒は余程善良なる所あり、勿論社会も進歩したれば今日の理論上より推すときは、嗤笑す可きことも間々免れざる可しと雖も、其徳性を有し居ることは少からず、然れば今や其固有の徳性を墮さざることに注意すれば可なり、別に又他邦を学ぶに及ばんや」と述べ、従来の、万事欧米に倣おうとする姿勢を批判している。ただしここでも注意すべきは、天皇が元田永孚に編纂させた「幼学綱要」が、引例を和漢に限ったのに対し、「婦女鑑」は和漢と並んで西洋からもきわめて多くの事例を引用して編纂されているという点である。片野真佐子氏は、本書の内容について、「孝子」「貞節」に加えて、広く「母道」「慈善」にわたる事蹟が列挙され、華族女学校の教科書に用いられる際には、俗にいう「女大学」の三従四行七去のうち三従七去を抜き去った徳目の「婦徳」「婦言」「婦容」「婦巧」が主軸に掲げられていた⁽⁵⁸⁾と分析している。西村は従来、儒教道徳に男尊女卑の弊害があることを自覚し「一夫多妻」⁽⁵⁹⁾「親子の同居」⁽⁶⁰⁾を強いる儒教的家族道徳に関しては反対の意見を唱えていた。このように、従来、日本において道徳として崇められていた「三従七去」の風習を取り去るなど、日本在来のものうち良いものは残しつつも、西洋に学ぶべきところがあれば、それ自体は否定せず、取り入れようという姿勢を西村は持っていた。換言すれば、これらの改革を通じて西村は、明治天皇をはじめとする宮中勢力の欧化主義批判を受け入れて学校を改革しつつも、⁽⁶¹⁾それまで伊藤や下田によって敷かれてきた路線についても、全否定することなく、両者の意見を折衷する形で改革を進めたのだということができよう。

それでは、こうした西村の改革に対して、皇后はどのような役割を果たしたのであろうか。『華族女学校第四年報』に、華族女学校開校に際しての皇后の令旨を掲載するにあたって、西村の手によって令旨に原文から大きな変更が加えられている。その原文と、変更箇所は、次のとおりである（傍線部が原文から削除された部分で、「 」でとした部分がかわって西村が加筆した部分）。

此度新ニ華族女学校を設立し今日其開校の式を挙ぐつらつら惟ひみるに女子は人の母となるべきものにして其子を誘掖薫陶すべき天賦の本分あるものなればつとに【異順の徳を体して善く父母舅姑に事へ又其良人を助けて善く一家の事を埋め其母たるに至りては其子を家庭の内に教育するの義務あるものなれば其身ニ相応せる学識なかるへからず近來】各地女学校の設けあり今また特に華族の為に此校を新設せり【するハ皆此旨趣ニ基きたるものなり】されは入校の女子は諸科の学術に熟達し其本分をつくさん事を力むへく【するのみならず更ニ道德の源ニ溯り各其地位ニ応して孝順貞烈慈愛の徳を修め国家教育の本旨に背かさらんことを期す】又其教官は女子教育の大任を思ひ勉て教授の方法に注意し時を減し 労を省かして速に【善く】其学科の要領を得せしむへし今日開校の式に臨み聊か所思を告て前途の進歩を望む

「孝順貞烈慈愛の徳を修め国家教育の本旨に背かさらんことを期す」というように、西村は自身の推す徳目を令旨に加えている。また「時を減し労を省かして速に」という言葉を「善く」と言い換えているが、実は西村は、女性に過度の学業を強いることは身体の発達を妨げるといふ持論を抱いており、試験を全廃すべきだといふ意見を抱いていた。⁽⁶²⁾ こうした形で西村は、自

らの見解を巧妙に皇后の令旨に組み込み、皇后宮大夫香川敬三を介して皇后の許可を求めた。このように皇后の令旨に改変を加えるということは、きわめて異例なことであると思われるが、しかしこれに関しては特段の異論もなく明治二十二年十一月十一日にはその許可が下りている。資料的制約もあり、皇后自身がこうした教育方針の変化に対してどういふ見解を抱いていたかは不明な部分が多いが、しかし結果的には、皇后はこうした改革を承認している。それは、皇后の行啓にもあらわれている。

明治二十二年一月十一日、宮城が華族女学校に近かった仮皇居の赤坂から千代田に遷ったため、⁽⁶³⁾ それまで年に六回ほど行われていた行啓が、警備などの理由により必然的に年に二〜三回へと回数が減っていった。それまで、皇后側の意図で、当日の朝に行啓が決定されることすらあったのが、明治二十三年十二月十九日の行啓は、初めて華族女学校の側から要請されて実現しているのだが、この時皇后は、「華族女学校にものしける時」⁽⁶⁴⁾ と題する文章を執筆しており、多くの職員・生徒の出迎えを受けて感激したこと、生徒の学習姿勢が世間一般の鑑になるであろうことを記し、女学校の現状に満足する旨の感想を述べている。そしてこの行啓の際、皇后は初めて生徒の文章や編み物・習字の浄書などを宮中に持ち帰った。⁽⁶⁵⁾ また、この時期の行啓で特徴的だった点は、行啓の際に「和文」「漢文」「裁縫」「茶の湯」「修身」の科目を参観することが、それ以前の行啓よりも多くなったことである。このように、西村の改革に沿う形で皇后は行啓を行い、結果的に西村の改革を承認する効果を果たしたということが出来る。

以上のように、西村校長時代の皇后は、自らの意図がどこにあったかはともかくとして、結果として、西村によって行われた学校改革の方針を容認す

ることとなった。初期の欧化主義的な教育方針から華族女学校は脱皮しはじめたが、しかし「皇后の学校」というその位置づけは変わることなく、女学校としては着実な歩みを見せた時代であった。従来、宮中には、華族女学校の欧化主義的な路線に批判的な見解が存在し、そうした見解を抱く皇族や華族は、華族女学校に子女を入学させることを躊躇しているものもあり、生徒に占める華族の子女の割合が低かったのだが、こうした華族女学校の改革を受け、この時期から、華族女学校には久邇宮絢子女王・素子女王をはじめ皇族及び華族の入学数が徐々に増え始め、文字通り「皇后の学校」として、皇室の藩屏としての華族の子女育成という役割を果たしていくようになったのである。

しかし、西村のさまざまな学校改良は、華族女学校の教師内で数々の軋轢を生んだ。特に、西村が校長に就任するまで、事実上の校長として指揮監督をふるっていた下田歌子は、西村と女子教育に対する考え方の相違や、その権限の低下などをめぐって衝突することとなった。下田は、明治二十六年九月十日、英国王室の王女養育をはじめとする各国の女子教育状況を視察するためと称し、洋行に踏み切るが、しかし、この洋行についても、下田の身分をどのような扱いにするか、散々にもめた末に出発したのだった。そのような紛擾のあげく、同年十一月二十二日、西村は突然、非職を命じられるのである。⁽⁷¹⁾

第四章 細川潤次郎校長時代における皇后の役割

西村に代わって校長となったのは、細川潤次郎であった。細川は、新聞紙

条例・出版条例はじめ諸法令の起草に携わるなど、もともとは法律畑に属していた人物であるが、明治二十四年女子高等師範学校長に任命されて以後教育畑に転じ、明治二十六年に文事秘書官長に任命され、同年十一月二十五日華族女学校長を拝命した。なお、この年まで講書始の洋学の部は西村茂樹が担当していたのであるが、二十七年以後、西村に代わって細川が講書始の進講も担当することとなる。⁽⁷²⁾

細川校長は、華族女学校の教育内容にさほど大きな変更を加えたわけではないが、しかし、西村校長の敷いた路線に若干の修正を加えた。まず第一に、西村校長が廃止を目指し、徐々に減少・簡略化の方向に向っていた定期試験の制度を再び強化し、その回数を女子高等師範学校の例にない増やすという改革を行った。⁽⁷³⁾そして第二に、西村校長時代に、軽度の運動をその内容としていた体操の科目について、

本校は従前より体操の設ありと雖も専ら独逸風の体操の一部分及我國固有の舞に類似する者を用ひて其の効果を試みたりしか身体を運動して閑雅優美の風を失はざること実用す可き所なれども稍柔軟に過ぎて筋肉を發達すること未だ至らざるところある可く拳動の方法稍繁雜に涉り習熟し難きの憾なきに非ず故に本学年度よりは独逸風の体操を擴張して諸種の方法を用る且従来一週に一度体育課業の度数を三度に増加して従来⁽⁷⁴⁾の不足を補ふことを力めたり

として、従来一週間に一度の授業回数であったものを、明治二十七年より週三度に増やした。さらに同年十一月十九日には、初めて運動会を開催した。女性が学校の行事としての運動会に参加しはじめたのは明治十八年からであるが、明治二十六年に福沢諭吉が体育奨励を唱え、文部大臣井上毅が体操を

奨励し、さらに明治二十七年九月一日文部省が小学校における体育及び衛生についての訓令を出して以降、女性にも体育教育が必要であるとの議論が強くなってきていた。⁽⁷⁷⁾ 細川自身も、日清戦争のとき戦争の可能性を常に有する今日、母たる者は強健でなければならず、強健な子供を産むためにも身体を鍛える体育が必要である、ことに上流社会の婦人は心身ともに虚弱者が多いので、ことさらに運動の重要性が高いと考えており、機会あるごとに体育の必然性を訴えた。⁽⁷⁸⁾ この後、華族女学校の運動会は年々盛大になり、明治三十年からは毎年春と秋の年二回開催されるようになった。⁽⁷⁹⁾

このほか、細川は、女子高等師範学校長時代より、幼稚園の運営に関心を抱き、⁽⁸⁰⁾ 明治二十七年四月二十四日には、華族女学校にも「幼児の身体能力を知らず識らずの間に自然に発達せしめ併せて幼児の知徳を暢発涵養せしめて家庭の保育を補ふ」⁽⁸¹⁾ ことが必要であるとして、幼稚園を開園する。⁽⁸²⁾

以上のように、華族女学校の教育内容に若干の路線変更を加えた細川であったが、華族女学校の「皇后の学校」としての性格を強調しようとした姿勢においては、それ以前の校長と変わらなかった。たとえば、細川は就任後ほとんどなく、「女四書」を生徒に頒布し、それが、華族女学校設立にあたっての皇后の令旨を体现する最良の書であるとの講話を行っている。⁽⁸³⁾ 「女四書」とは、中国の代表的な女訓書である「女誡」「女論語」「内訓」「女範捷録」を合わせたもので、十七世紀以降中国において普及し、日本でも江戸時代においてはかなり普及した書である。しかし、明治になってからは欧米思想の流入とともに、その存在は忘れられつつあった。しかし実はこの「女四書」は、入内前に師事していた若江燕子の影響もあって、⁽⁸⁴⁾ 皇后が愛読していた書物であった。⁽⁸⁵⁾ 細川は女子高等師範学校長時代に、皇后が「女四書」を愛読してい

るといふ事実を知り、明治二十六年十月十六日に皇后が行啓した際に下された御下賜金をもとに、「女四書」を印刷、生徒に頒布していた。⁽⁸⁶⁾ そして、細川は、華族女学校校長になると、それが「皇后の学校」であることを強く意識し、「女四書」を頒布するのみならず、機会あるごとに、皇后の令旨や女四書を引用して、華族女学校にとっての皇后の思召の重要性を強調した。⁽⁸⁷⁾

また、それまで同様に、皇后の華族女学校への行啓が細川の改革を後押しすることになった。たとえば、明治二十七年に幼稚園を設立した際には、その年の五月十一日にすぐに皇后の幼稚園への行啓・参観が行われている。また、細川校長時代に開催されるようになった運動会に関しても、明治三十一年十一月十九日の秋季運動会への行啓を仰いで以降、⁽⁸⁸⁾ 内親王たちと同席のもと毎年行啓を行うこととなる。

ただし、この細川校長の時代には、行啓の回数そのものは減少している。特に明治二十八年は日清戦争、明治三十年は英皇太后の崩御、そして明治三十八年は日露戦争のため、それぞれ行啓は控えられ、その他の年も年に二〜三回と回数が減っている（とはいえ、それでも他の学校への行啓の回数に比すればかなり多い回数ではある）。そして、その回数の減った行啓においても、授業の参観はほとんど行われず、例年、運動会及び卒業式への行啓が行われるという形でパターン化されていった。このことは、華族女学校が「皇后の学校」であるという評価が既に世間一般に認知されるようになっており、ことさらに皇后と華族女学校との関係の密接性を誇示する必要がなくなってきたからだと思う。実際、皇后の設立した学校としての華族女学校の名声は海外にまで聞こえており、華族女学校に参観を希望する外国人は跡を絶たなかった。⁽⁸⁹⁾ 特に、タイにおいては、同じように皇后が設立した

女学校の改良に際して、日本の華族女学校が模範とされ、また明治三十一年に、清国・上海で女学校が設立される際にも、華族女学校の規則が参考に供されたといふ。⁽⁹⁰⁾

また、明治三十一年に授業料の引き上げ問題が生じた際には、「〔皇后―引
用者註〕陛下には之れを聞召され校費の不足を生ぜば幾程にても補助すべき
に依り断じて増額すべからずとの御沙汰あり（中略）是れ月謝額にして高く
若くは驕奢の風にして長ずる時は華族中の家政向好からざる者は自ら入学し
難きに至らんことを御憂慮遊ばしての大御心なりと承はる」と、皇后が介入
して授業料引き上げを差し止めたと報道されている。また、明治三十二年よ
り、華族女学校に大学部増設の議も起ったが、宮内省より年額二万六千円の
補助を受けていたこともあり、宮内省側からも異議が出、校長細川も「今日
此の以上の補助を希ふが如きは恐れ多し」としてこの計画は立ち消えになっ
たのであるが、この例からもわかるように、華族女学校はそれほど多くの補
助金を宮内省から受けていたのであった。このように、皇后・宮中と、華族
女学校とが強いつながりを持っていることは既に周知の事実であり、ことさ
らに皇后の行啓を仰ぐ必要がなくなってきたと思われる。さらにもともと蒲
柳の質であった皇后が齡を重ねてきていたことなどもあって、行啓の回数
減少につながったのかもしれない。

以上のように、皇后の学校としての華族女学校の評価は定着し、年々生徒
数も増加の一途をたどったのであるが、明治三十九年四月九日、華族女学校
は学習院に併合され、学習院女学部へと再編されることになる。併合に際し
て「此度その校を学習院に合併せらるゝは時を度り宜を制して教務を統一せ
しめ給はんとの聖慮なるべし」との皇后の令旨が下された。

結びにかえて

以上本稿では、華族女学校の設立・運営と、そこにおいて皇后の果たした
役割との関係を検討してきた。本稿で検討してきたように、華族女学校は、
まず西洋に倣って皇室を近代化・西洋化しようとする伊藤博文の皇室改革の
一環として設立され、そのために、皇后の令旨によって設立されるという形
式を取った。皇室の西洋化という目的のもとに女学校が設立されたために、
たとえば、皇后が初めて洋装して人々の前に現れる舞台として同校が選ばれ
るなど、欧化主義の象徴としての意味をも持つようになった。しかし、そう
した欧化主義的な傾向を喜ばない人々も宮中や皇族・華族のなかには存在し
ていた。そうした批判を組み入れる形で、西村茂樹校長によって、華族女学
校の路線には変更が加えられた。初期において、理数系科目の参観を行うな
ど伊藤の路線に沿う形での行啓を行っていた皇后は、西村による改革ののち
は、西村の改革路線に沿う形で内容を変更しながら、行啓を行い続けること
になる。その後校長が細川に代わったのちも、同様に、その改革に沿う形で、
幼稚園や運動会への行啓を行い、華族女学校の「皇后の学校」としての評価
は不動のものとなったのである。

以上の検討をふまえるならば、皇后の行動は、その主体的意図がどこにあ
ったかはともかくとして、時代状況に應じて、女学校の路線にいかなる変更
があろうとも、それを追認するという形での役割を果たしたということがで
きよう。皇室というものは、常に公平性を求められる存在である。であるか
らこそ、皇后は、常に、時代状況に應じた柔軟な役割を果たしたのであった。

その意味では、皇后がここで果たした役割は、日本の歴史上、皇室が、その時々政権担当者に対して取ってきた柔軟な姿勢とも共通するものであるといえよう。もちろん、近代以前においては、皇后自身がこのような形で、人々の前に姿を現すことはなかった。その意味では、このような皇后の姿は、近代以降特有のものである。

本稿でみてきたように、皇后は、あるときには洋装をまとい理化学を愛する先進的な女性として、またあるときには『女四書』に代表される伝統的な道徳を体現する存在として、人々の前に現れた。そのいずれが、皇后の主体的な意図に沿ったものであるかは分からないが、少なくとも、皇后の客観的な役割は、そうした複数の姿を示すことのできる柔軟性にこそあったということができよう。だからこそ、華族女学校は、何度かの路線変更にもかかわらず、一貫して「皇后の学校」という評価を保持することに成功したのである。

そのようにして、「皇后の学校」という評価を不動のものとした華族女学校が、なぜ再び学習院に併合されなくてはならなかったのか、その理由ははっきりとは分からない。しかし、ひとつには、さきに触れたような宮内省からの莫大な補助金の存在が問題になったのではないかと推測される⁽⁹³⁾。折しも日露戦争を経て、国家的に莫大な借財を抱えていたということも無関係ではないだろう。また、明治三十年代になって、女子教育が公教育体制に組み入れられ、公立の女学校も増設されていたという状況もその背景にあったと考えられる。すなわち、明治二十六年七月の文部大臣井上毅による女子初等教育の奨励に関する訓令、明治二十八年の高等女学校規程による学科目・修業年限などに関する初の法的規定、明治三十二年の高等女学校令などにより

年々女子教育制度が整備され、それまで上流階級の子女に限られていた女子教育が、より広く社会に開かれるようになっていき、華族女学校の重要度が相対的に低下していったのであろうと思われるのである⁽⁹⁴⁾。

学習院女学部へと改編されてのち、同学校と皇后とがいかなる関係を取り結び、そこで皇后がいかなる役割を果たしていたかという点については、稿を改めたい。

注

- (1) 洞口猷寿『昭憲皇太后宮』（頌徳会、大正三年）、寛克彦述『昭憲皇太后陛下の御高德』（軍事教育会、大正三年）、坂本辰之助『昭憲皇太后』（画報社、大正三年）、皇学書院編『昭憲皇太后御聖徳録』（皇学書院、大正三年）、山口鼎太郎『明治皇后』（南北社、大正三年）、上田景二『昭憲皇太后史』（帝國教育研究会、大正三年）、末松謙澄『修養実鑑明治兩陛下聖徳記』（博文館、大正八年）、下田歌子述『昭憲皇太后陛下の御坤徳』（明治聖徳記念学会、大正九年）、明治神宮社務所『明治天皇昭憲皇太后御逸事集』（明治神宮社務所、昭和二年）、渡辺幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』（東洋書館、昭和十七年）、明治神宮崇敬婦人会編『昭憲皇太后御坤徳録』（明治神宮崇敬婦人会、昭和二十九年）。

(2) 片野真佐子「近代皇后像の形成」（富坂キリスト教センター編『近代天皇制の形成とキリスト教』、新教出版社、平成八年）。片野真佐子「皇后の近代」（講談社『選書メチエ』、平成十五年）も参照。

(3) 若桑みどり「皇后の肖像」（筑摩書房、平成十三年）。

(4) 片野真佐子「昭憲皇太后は着せ替え人形か―若桑みどり『皇后の肖像』を批判する」（『論座』平成十四年三月）、若桑みどり「昭憲皇太后は国策の「協力者」―片野真佐子氏の批判に答えて」（『論座』平成十四年四月）、関口すみ

子「昭憲皇太后の隠された愛読書―片野・若桑論争に欠けるもの」(『論座』平成十四年五月)。

(5) 片野真佐子「近代皇后研究に向けて」(『大航海』四五、平成十五年一月)。

(6) 女子学習院編『女子学習院五十年史』(女子学習院、昭和十年)。

(7) 学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史』第一編(学習院、昭和五十六年)。

(8) 『華族女学校第一年報』(自明治十八年九月至明治十九年七月) 七頁。

(9) 『明治天皇紀』第五(吉川弘文館、昭和四十六年)、六七七頁(明治十五年三月二十四日条)、『明治天皇紀』第六(吉川弘文館、昭和四十六年)、一九七頁(明治十七年四月十七日条)。

(10) 前掲註(7)『学習院百年史』第一編、三二五・三二六頁。

(11) 『日本近代思想大系6 教育の体系』(岩波書店、平成二年) 四七五―五〇〇頁、碓井知鶴子「女子教育―『女学雑誌』を中心に―」(本山幸彦編『明治教育世論の研究』上巻、福村出版、昭和四十七年) 二八〇・二八一頁。

(12) この点に関しては、前田愛「下田歌子」(『思想の科学』五一、昭和五十年)がすでに指摘している。

(13) 『明治天皇紀』第六、一九七頁(明治十七年四月十七日条)。

(14) 久野明子『鹿鳴館の貴婦人 大山捨松―日本初の女子留学生』(中央公論社、昭和六十三年) 一八二―一八四頁。大山捨松の曾孫にあたる久野氏によると資料原文は現在米國ヴァッサー大学図書館に寄贈されたという。

(15) リチャード・ジップル「外国人のみた明治日本の近代化と欧化―お雇い式部官オットマール・フォン・モールの場合―」(『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第八号、平成十四年三月)。

(16) オットマール・フォン・モール著・金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』(新人物往来社、昭和六十三年) 五七頁。

(17) 前掲註(16)『ドイツ貴族の明治宮廷記』五四頁。

(18) 『独逸アウグスタ皇后女学校規則書』(細川潤次郎「女教一斑」第三編、華

族女学校、明治三十一年) 八―二〇頁。

(19) 前掲註(1) 明治神宮社務所『明治天皇昭憲皇太后御逸事集』一三九・一四〇頁。

(20) 天皇と皇后の性差による役割分担という視点は、前掲註(2) 片野真佐子「近代皇后像の形成」(一〇八頁) や前掲註(3) 若桑みどり「皇后の肖像」(四二六頁) によってすでに提示されている。

(21) 『下田歌子先生伝』(故下田校長先生伝記編纂所、昭和十八年) 二二〇・二二一頁。

(22) 『明治天皇紀』第六、二九五頁(明治十七年十月九日条)、西村茂樹「往事録」『西村茂樹全集』第三卷(思文閣、昭和五十一年) 六四四・六四五頁。

(23) 『明治天皇紀』第六、四四五・四四六頁(明治十八年七月二十五日条)。

(24) 『華族女学校第一年報』(自明治十八年九月至明治十九年七月) 九・二七頁。

(25) 前掲註(7)『学習院百年史』三四〇・三四一頁。

(26) 宮内庁書陵部所蔵「幸啓録」(明治十八年) 所収「皇后宮華族女学校へ行啓開校式行ハセラル、件」(第二八号) 内の「来ル十三日華族女学校開校式ニ付招請人員并酒肴等調」。

(27) 『明治天皇紀』第六、五〇八頁(明治十八年十二月七日条)。

(28) 「学校規則」(明治十八年九月五日示達)、『華族女学校第一年報』所収によれば、下等小学校に設けられた教科で、「地理学竝に有形理学の予習を主とす」とあり、現在の小学低学年の「理科」に相当するようなものであったと思われる。

(29) 「皇后宮」(『読売新聞』雑報、明治十八年十二月九日)、「臨御」(『郵便報知新聞』雑報、明治十八年十二月九日)、「女学校行啓」(『朝野新聞』電報、明治十八年十二月九日)。

(30) 『明治天皇紀』第五、六九二頁(明治十五年四月二十四日条)。

(31) 「某夫人謹話国民新聞謹載」、前掲註(1) 皇学書院編『昭憲皇太后御聖徳録』三四頁下段、前掲註(1) 宛克彦述『昭憲皇太后陛下の御高德』一九頁、

- 前掲註(1) 坂本辰之助『昭憲皇太后』一一九頁、前掲註(1) 明治神宮社務所『明治天皇昭憲皇太后御逸事集』一四七・一四八頁。
- (32) 『華族女学校』(『読売新聞』雑報、明治十九年四月十七日)。
- (33) 前掲註(1) 渡辺幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』所収の下田歌子談話、一五八・一五九頁。
- (34) 『明治天皇紀』第六、六二二頁(明治十九年七月三十日条)。
- (35) 『明治天皇紀』第六、二八七・二八八頁(明治十七年九月十七日条)。
- (36) 『女学校の必要』(『女学雑誌』第四号、明治十八年九月十日)。
- (37) 元田永孚伝記「古稀之記」、元田竹彦・海俊宗臣編『元田永孚文書』第一卷(元田文書研究会、昭和四十四年)二〇九頁下段。
- (38) 伊藤の宮中の欧化改革に関する天皇と伊藤との対立については、坂本一登『伊藤博文と明治国家形成―「宮中」の制度化と立憲制の導入―』(吉川弘文館、平成三年)一六五―一九九頁参照。
- (39) 『明治天皇紀』第六、六〇二頁(明治十九年六月二十三日条)。
- (40) トク・ヘルツ編・普沼竜太郎訳『ベルツの日記』上(岩波書店(文庫)、昭和五十四年)、三五五頁。
- (41) 『明治天皇紀』第六、六八〇―六八二頁(明治二十年一月十七日条)。
- (42) 『婦女服制』(『東京日日新聞』社説、明治二十年一月二十日)、「風俗改良ノ風潮」(『朝野新聞』社説、明治二十年三月八日・九日)。
- (43) 村松梢風『女傑伝』(読売新聞社、昭和三十六年)一四七頁上段。
- (44) 『婦女服制』(『東京日日新聞』社説、明治二十年一月二十日)。
- (45) 『華族女学校第二二年報』(自明治十九年八月至同二十年七月)一頁、『明治天皇紀』第六、七四六頁(明治二十年五月九日条)。
- (46) 前掲註(22) 西村茂樹『往事録』六四九―六五二頁。
- (47) 以上、西村の道徳論については、真辺将之『西村茂樹「日本道徳論」の形成過程』(『歴史学研究』八二二、平成十八年三月)を、また西村の天皇への進講に関しては、中野目徹『洋学者と明治天皇』(沼田哲編『明治天皇と政治家群像』、吉川弘文館、平成十四年)を参照。
- (48) 宮内庁書陵部所蔵『業務日誌』(皇后宮職)明治十九年十月十五日・二十五日、十一月五日条。
- (49) 『昭憲皇太后御集』下(宮内省蔵版・文部省発行、大正十三年九月五日)二四七・二四八頁、前掲註(6)『女子学習院五十年史』一一・一二頁、「皇后宮御製唱歌」(『読売新聞』宮廷録事、明治二十年三月二十七日)。
- (50) 『建増』(『読売新聞』雑報、明治二十年七月二十四日)。
- (51) 『官報号外』、明治二十年九月十七日。
- (52) 前掲註(22) 西村茂樹『往事録』六五四・六五五頁。
- (53) 『華族女学校第四年報』(自明治二十一年八月至同二十二年七月)一・二頁。
- (54) 『華族女学校第五年報』(自明治二十二年八月至同二十三年八月)一七頁。
- (55) 前掲註(54)『華族女学校第五年報』五―八頁。
- (56) 『泊翁先生言論叢』『西村茂樹全集』第二卷(思文閣、昭和五十一年)三七五―三八三頁。
- (57) 『華族女学校第三年報』(自明治二十年八月至同二十一年七月)四五頁。
- (58) 前掲註(2) 片野真佐子『近代皇后像の形成』一一〇頁。
- (59) 『早婚の風』(『日本道徳論』明治二十年四月)『西村茂樹全集』第一卷(思文閣、昭和五十一年)五一・五二頁、『自識録』(明治三十三年八月)前掲『西村茂樹全集』第一卷所収、六一七―七〇二頁、「男女相扱ぶの説」(明治十九年十二月)前掲註(56)『西村茂樹全集』第二卷、一五二―一六五頁など。
- (60) 『子に掛るの風』(『日本道徳論』明治二十年四月)前掲註(59)『西村茂樹全集』第一卷、四九―五二頁。以上、西村の女子教育論については、海原徹『西村茂樹の女子教育論』(『社会福祉評論』三三・三四、昭和四十三年)、片山清一『近代日本の女子教育』(建帛社、昭和五十九年)四八・四九頁、古垣光一『西村泊翁と女性の道徳』(『弘道』九二八、昭和六十二年五月・六月)、片山清一『西村泊翁の女子教育論』(『弘道』九二八、昭和六十二年五月・六月)参照。
- (61) なお、「貴女の教育」文中において西村が述べているところによれば、華

族女学校への批判は、女学校校長ではなく、宮内大臣宛に訴えられることが多かったという。従来から宮中に存在していた根強い欧化主義批判とともに、こうした批判は、女学校にとって大きな圧力になっていたのであろう。

(62) 国立国会図書館古籍資料室所蔵「西村茂樹日記」明治二十五年十二月二十五日条および前掲註(22)「往事録」六五六頁。ただしこれに関しては教員中に異論があり、学期末試験の廃止は実現したものの、試験制度の全廃は実現しなかった。

(63) 『明治天皇紀』第七(吉川弘文館、昭和四十七年)、一八二・一八三頁(明治二十二年一月十一日条)。

(64) 前掲註(49)『昭憲皇太后御集』下、二三〇―二三二頁。

(65) 『華族女学校第六年報』(自明治二十三年九月至同二十四年八月)五七・五八頁。

(66) 前掲註(6)『女子学習院五十年史』五八―六四・一六九頁。西村が校長に就任する以前の明治十九年の時点では、皇族・華族の生徒数はそれぞれ一人・九〇人であったのが、西村就任後徐々にその数は増え、退任する明治二十六年にはそれぞれ六人・一五七人に増加している。

(67) 一例を挙げると、下田が桃天女塾時代から教授していた課目「源氏物語」について、西村は「女風頹敗の原由」(明治二十五年四月、女子部講話)において、女風頹敗の原因の一つに挙げて攻撃している(「泊翁先生言論叢」前掲註(56)『西村茂樹全集』第二巻、七一〇―七一八頁)。

(68) 一例を挙げると、華族女学校卒業式において、従来学監下田が挨拶するのが例となっていたのであるが、明治二十四年以降、学監の挨拶が式次第から省かれることになった(前掲註(65)『華族女学校第六年報』)。

(69) 「欧洲巡回願許可書」(宮内大臣土方久元より下田歌子宛、明治二十六年八月)、実践女子大学図書館所蔵「下田歌子関係資料」六九五。

(70) 明治二十六年八月十五日付下田歌子宛西村茂樹書翰(写)、実践女子大学図書館所蔵「下田歌子関係資料」六九八、「華族女学校の改革」(『読売新聞』

雑報、明治二十六年九月七日)、「華族女学校の改革に就て」(『読売新聞』雑報、明治二十六年九月十日)。

(71) 非職の理由は定かではない。表向きはその理由は条約改正反対運動に加わったためとされたが、当時の報道の多くは、学監の職を失った下田が、伊藤に訴えたがためと報じ、西村もその疑惑の念を禁じ得なかったようである(前掲註(22)西村茂樹「往事録」六九四―六九六頁)。

(72) 『明治天皇紀』第八(吉川弘文館、昭和四十八年)、三一五頁(明治二十六年十一月十日条)。

(73) 『明治天皇紀』第八、三六七頁(明治十七年一月六日条)。

(74) 「再教員諸氏に告ぐ」(明治二十八年一月十九日)、細川潤次郎「女教一斑」(華族女学校、明治二十九年)三七―四〇頁。

(75) 「生徒運動会に於ける講話」(明治二十七年十一月十九日)、前掲註(74)細川潤次郎「女教一斑」三一―三五頁。

(76) 浜野兼一「明治期の小学校の運動会にみられる性差に関する一考察」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊二―二二、平成十七年三月)。

(77) 「女学界の体育論」(『女学雑誌』四〇六、明治二十八年一月)。

(78) 「生徒運動会に於ける講話」(明治二十七年十一月十九日)、前掲註(74)細川潤次郎「女教一斑」三一―三五頁、「体育に関する演説」(明治二十八年七月十三日)、「生徒運動会演説」(明治二十八年十一月三十日)、「生徒運動会に於ける演説」(明治二十九年四月二十四日)、以上、細川潤次郎「女教一斑」第二編(華族女学校、明治三十年)一―三・七―九・二九―三一頁、「運動会に於ける演説の大意」(明治三十一年五月五日)、細川潤次郎「女教一斑」第四編(華族女学校、明治三十二年)一八―二〇頁、「春季運動会に於ける演説大意」(明治三十二年五月一日)、「德育と体育との関係」(明治三十二年九月十一日)、「秋季運動会に於ける演説大意」(明治三十二年十月二十七日)、以上、細川潤次郎「女教一斑」第五編(華族女学校、明治三十三年)二一―二二・三八―四二・四三頁、「運動会の告辞」(明治三十三年四月二十八日)、細川潤次郎「女

教一班」第六編（華族女学校、明治三十四年）八・九頁。

(79) 学習院大学五十年史編纂委員会編『学習院大学五十年史』上巻（学習院大学、平成十二年）一八頁。

(80) 「幼稚園分室幼児ノ父兄ニ告ク」（明治二十五年九月二十四日）、細川潤次郎『茶橋録話』（女子高等師範学校、明治二十六年）五二―五四頁、「附属幼稚園幼児父兄懇話会ニ於テノ演説」（明治二十六年十一月十一日）、細川潤次郎『茶橋録話』第三編（女子高等師範学校、明治二十七年）六三―六五頁。

(81) 「保育要旨」、前掲註(74) 細川潤次郎『女教一班』一一・一二頁。

(82) 「幼稚園幼児の父兄及附添人に告ぐ」（明治二十七年十一月三日）、前掲註(74) 細川潤次郎『女教一班』二二・二三頁。

(83) 「女四書に就て」（明治二十七年六月十八日）、前掲註(74) 細川潤次郎『女教一班』一七―二〇頁。

(84) 前掲註(1) 末松謙澄『修養実鑑明治兩陛下聖徳記』二二七頁。

(85) 前掲註(1) 上田景二『昭憲皇太后史』一三三・一三四頁、前掲註(1) 明治神宮社務所『明治天皇昭憲皇太后御逸事集』二五四―二五九頁。

(86) 「女四書を御愛読遊ばさる 忠臣の物語に御耳を傾かせ給ふ 細川潤次郎男の談」（『東京日日新聞』、大正三年四月十二日）。

(87) 「華族女学校紀念日告辭」（明治二十七年十一月十三日）、前掲註(74) 細川潤次郎『女教一班』二五・二六頁、「本校開校の紀念日に当り生徒に告ぐ」（明治二十八年十一月十三日）、「婦人教育会に於ける演説」、以上、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第二編、五・六・二二―二四頁、「女子修身の必要」（明治三十年九月二十日）、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第四編、四―七頁、「開校紀念日の講話」（明治三十二年十一月十三日）、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第五編、四三―四五頁、「生徒に告ぐ」（明治三十二年一月三十一日）、「開校紀念日の講話」（明治三十三年十一月十三日）、以上、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第六編、七・一九・二〇頁、「始業式の日生徒に告ぐ」（明治三十四年九月十一日）、細川潤次郎『女教一班』第七編（華

族女学校、明治三十五年）八―一一頁、「修身要領の冒頭」（明治三十六年四月二十七日講演）、細川潤次郎『女教一班』第八編（華族女学校、明治三十八年）二―七頁。

(88) 「秋季運動会へ 皇后陛下臨御の記」、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第四編、四六・四七頁。

(89) 「サンミ氏一行の遊覧」（『読売新聞』雑報、明治二十六年六月十一日）、「ラッド博士の演説大意」（明治三十二年九月二十七日華族女学校講堂に於て）、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第五編、四八―五四頁、「ベヤズリー少将の華族女学校參觀」（『読売新聞』雑報、明治三十三年十一月二十二日）、「達磨婆羅氏と華族女学校」（『読売新聞』よみうり抄、明治三十五年六月十九日）、「韓国大使の參觀」（『読売新聞』雑報、明治三十九年一月二十五日）など。

(90) 「夏季休業式を行ふ日生徒に告ぐ」（明治三十一年七月九日）、前掲註(78) 細川潤次郎『女教一班』第四編、一九―二四頁。

(91) 「皇后陛下の御美德」（『読売新聞』雑報、明治三十一年十一月三十日）。

(92) 「華族女学校新設女子大学」（『読売新聞』雑報、明治三十二年八月二十日）、「華族女学校大学の延期」（『読売新聞』雑報、明治三十二年九月二十三日）、「華族女学校に大学増設の議」（『読売新聞』雑報、明治三十五年四月二十九日）。

(93) 「明治三十九年」四月六日付下田歌子宛浅岡一書翰において、女学校と学習院男子部との予算を同一化することに関しての議論が交わされている。実践女子大学図書館所蔵「下田歌子関係資料」三二五。

(94) 前掲註(11) 碓井知鶴子「女子教育―『女学雑誌』を中心に―」三〇一頁。

附記 本稿の内容は全く筆者個人の見解である。また、学術論文としての性格上、天皇・皇族に対する敬語表現は最小限に止めた。